

「架空議決」の問題点について

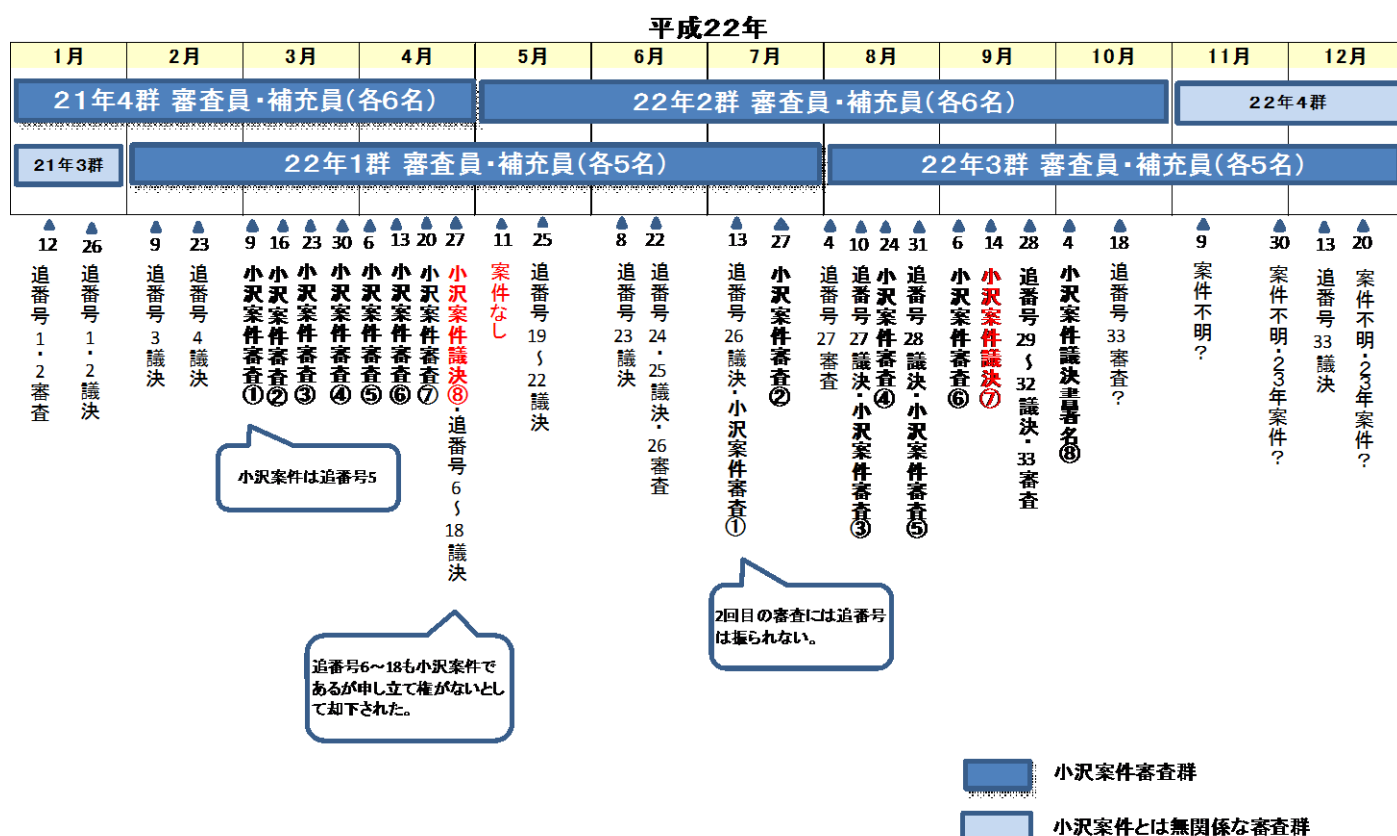
「審査員はいない」、「架空議決である」、「資料は捏造である」と言われていますが、その言葉は今まで全く検証されずに使われてきました。この言葉が実体としてどう言う意味を持つのか、ここでじっくり考察してみることになります。

1. 架空審査のドミノ倒しが発生

審査会は個別案件に対して徴集されるものでなく常時開催の体制にあり、そこに案件が持ち込まれ審査されます。小沢案件とはいえ審査会にとっては案件の一つに過ぎません。ここで平成22年の第五検審の開催状況及び審査状況をベースにこの状況下において、小沢案件だけを「架空議決」したらどうなるか見てみましょう。

東京第五検察審査会の開催状況及び審査状況

★資料元:「審査事件票」、「旅費請求書」、「債主内訳書」による



もし、他の案件は実在の審査員で審査し、小沢案件だけ架空議決としたら『東京第五検察審査会で4月27日に小沢氏を「起訴相当」議決』と新聞が書いた瞬間、実在する審査員より「そんな小沢案件など審査した覚えはない」と告発されるでしょう。これを避けるためには22年2月から22年10月まで、全ての案件を「審査員なし」で「架空議決」にしなければなりません。しかし、そうするとまた問題が発生します。

小沢案件とは関わりのない群が入っている平成22年1月と平成22年11、12月の審査は一体誰がするかという問題です。小沢案件で審査員がいなくすると、残り半分の審査員では審査出来ないの、ここでも「審査員なし」で「架空議決」にしなければなりません。この状況が3ヶ月毎に次々と繰り返されることから結局、第五検審に関わる全ての案件は「審査員なし」、「架空議決」、「資料は捏造」となり、今もって審査員はいないこととなります。また、22年1月から過去に遡って「審査員なし」にしていくのは、時系列で考えると陸山

会がまだ事件にもなっていない 21 年 3 月に、それを見越して「審査員なし」にするということを意味し、全く非現実的な話となります。

それに審査員だけでなく架空議決には審査補助員（2 名）も加える必要があります。名前が公表される審査補助員が弁護士資格までかけて「架空議決」に加担したとするのは荒唐無稽な話だと言えるでしょう。

2. 会計システムから見ると

審査員の旅費の支払いは全て口座振込みになっています。この振込は第五検審で処理されるものではなく、東京地裁の会計システムを使って行われます。ですから、第五検審だけで処理が終わらず東京地裁の会計係も巻き込んだ工作となります。また、この会計システムは東京地裁の他の用途にも使われるものですから、第五検審の処理だけを切り取って偽造することは不可能だろうと思います。また、その偽造がうまく出来たとしても、第五検審では年度当初に決められた予算を予消化出来ないまま年度末を迎えるという事態に陥り、それが年度末決算で表面化することになります。

そこで、実在する人物を審査員として捏造（審査会は開催しない）し、予算を消化したと仮定します。このとき小沢案件だけでも 44 人の実在する人物を用意しなければなりません。口座開設には実名を使わなければなりませんので、高々旅費、数万円の金で犯罪に手を染める人物を 44 人も集めることになり、これまた非現実的な話となります。

3. 開示された資料は捏造できるようなしろものではない

開示資料をみるとその内容の一部に非常にユニークなものがありますが、そのユニークな内容どうしが各資料間で矛盾なく緻密に整えられており、人が考えて捏造できるようなレベルではないことが分かります。例をあげると

- ①吉田審査補助員の旅費請求書の提出は月の最終審査日にまとめて 1 枚の請求書で提出。
- ②その請求書の吉田審査補助員の請求印はいわゆる三文判ではなく大きな角印。
- ③吉田審査補助員の 9 月分の請求書の提出日は本人が出席していない 9 月 28 日。
- ④吉田審査員の出勤簿のマスクングが一部両側に飛び出している。
- ⑤22 年第 1 群に小笠原諸島の新島の審査員がいる。
- ⑥新島の審査員は飛行機で来て日帰りになっているがその日当が検察審査会法の日額最高 8,000 円より多い 15,170 円。
- ⑦帰りの船賃は 9,450 円で、この金額は東海汽船のホームページの 22 年 2 月の運賃表のどこをどう探しても見当たらない。

どれをみても、ちょっと考えつかないような内容になっています。⑥についてはよく理由が分かりませんが、それ以外についてはほしい説明がつかず、簡単に説明すると

- ②角印は法律事務所の実印。従って、審査会の都度の持ち出しを避けた。そのため①となった。
- ③は 9 月 14 日に起訴議決して議決書内容の検討と署名が残り、次回を 9 月 28 日とした。当日、審査会に出席したが議決メンバーの一人が欠席（その他資料から判明済み）、その作業が出来なかった。このため③となり④となった。
- ④は審査会開催前に書いた 9 月 28 日の出勤の一行を末梢した訂正印の痕跡（右が吉田審査補助員の角印、左が勤務時間管理員の印）。

⑤は第五検審の選挙管理委員会の管轄が東京都特別区と島しょで、政令により全ての選挙管理委員会からまず1名を選出、残りは選挙人の人数割りのため、島しょの候補者は1名のみとなり、このため割り振りで必ず第1群の候補者となる。

⑦はホームページには記載されていない島民割引35%があり、特1等船賃14,530円の35%引きが9,450円となる。

4. 現実の状況が何も説明できない

また、「審査員はいない」、「架空議決である」、「開示資料は捏造」では第五検審で起こった次のような状況は全く説明することができません。

- ① 二回目の審査員の平均年齢を最初、30.90歳と公表した（47.82歳等幾らでも怪しまれない年齢を公表することが出来る）
- ② 9月14日起訴議決、10月4日議決書署名といったドタバタ議決であった（架空議決なら9月14日にすんなり議決書まで作成できる）
- ③ 検察は検察審査会の開催を前提として、捜査報告書を捏造している（審査会が開かれないのなら捏造する必要はない）。
- ④ 9月28日に斉藤副部長が知人にこれから検察審査会に説明に行くと話している（審査会が開かれていないのなら呼び出す必要はない）。

仮説が正しければ実際の状況もジグソーパズルのピースを埋めるように、矛盾なく説明できるものです。現実の数々の状況がうまく説明出来ないこの仮説は間違っていると思われまます。